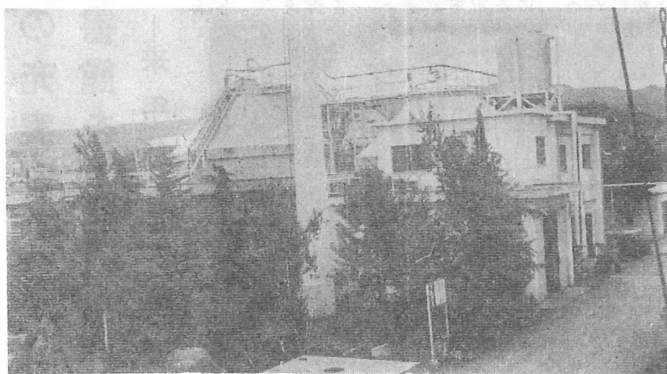


理解、協力、再認識、これ以外に道はない



長野県佐久市の消化処理方式の衛生センター

やみののに報広

アンケート調査

(580人を対象)

町では、広惠にのみやに対して
みなさんの認識を高め、要望を
を調査し、これからの編集方針
基礎資料をせていただくため、
千代……一〇〇人、三千代……
二十五人、四千代……二十五人
五十代……二〇〇人、六十代……
一〇〇人、七十代……一〇〇の六
五八〇人対象に、六月千日か
に三千五百までを上限として、実
施しました。

調査項目としては四項目、そし
て要望、掲句の編集だけでなく
が、町が初めて試みであり、
に協力をお願いします。

広報のみにやアンケート調査

問(1) あなたは、広報にのみやを読んでいますか。

読む	157人 (77.3%)
時々読む	43人 (21.2%)
読まない	3人 (1.5%)

問(2) 読まない理由はどうしてですか。

広報を知らなかった	1人
町行政に関心がない	0人
読む魅力がない	4人

問1で読まないと回答された方が3人で、読まない理由はどうしてですかで、5人の人が回答していますが、問1の読むと回答された方が、読む魅力がないと回答されているためです。

問(3) あなたは広報にのみやのどの部分を読みますか。

全部 160人 (60.0%) ●1面記事 14人 (5.2%) ●2面記事、9人 (3.4%) ●保健衛生だより2、28人 (10.5%) ●住民の声、26人 (9.7%) ●お知らせ記事、28人 (10.5%) ●回答なし、2人 (0.7%)

問(4) あなたは、広報にのみやの編集をどう思いますか。

良い、71人(35.0%) ●普通、124人(61.1%) ●悪い、2人(1.9%) 回答なし、6人(2.9%) 広報主体としての要望、提言で20代では、住民の声を多く、記事の内容に迫力がない、ほとんど住民にわかりやすく知らせる。30代では、住民の話し合いの状況などを、町のすみずみの声を、40代では、住民の声を多く、議会の動きを広報の配布がおそい、必要に応じ特集号を、紙面を大きく字体を大きく、50代では住民の声を多く、発行回数をふやす、町政の動きをわかりやすく、60代では、住民の声を多く、町政の動きを敏速に知らせる、本当に住民が知りたいことを、70代では、住民の声を、関心をもつような見出しを考える、などが主なものです。

地域住民からの質問

に対する回答

衛生センターの建設要件のひとつとして希和川(佐賀県)の沿河(河川沿い)の地点がありました。そのため町内の候補地四カ所を選定してボーリング調査を行なってきましたが、関係住民の意向で現在ボーリング調査を停止しています。町の方針としてはボーリング調査をまずさせてほしい。ボーリング調査を停止してからすぐそこに衛生センターをつくろう。そのような考えはもっていません。

まずその結果を公表してみなさんと一緒に考えて行く方針です。ですから衛生センター建設の問題はその後の問題として、ボーリング調査への協力を住民から提出された要望書等に對して、町がどのような答えをしているのかみなさんにお知らせし、理解・協力・再認識を訴えます。

1. 公園等
(1)施設の美観は、とりもたず施設等の能力外部の目によふいよう
の施設内は、簡便化し、樹木を
植、釣堀等も出来れば作り
たい。
- (2)放水水に対しては脱脂薬・脱
色薬を随うちな施設で完備
する。
- (3)施設管理基準によりウェ
スバ・バーを設置、生ガス
はシラックに貯留し施設へ加温
に使用する。で、生ガスは放
出しなさい。投入型はカテナ
ヤツター又はエキアーム等
を設置し、エキアーム車の
昇降、時における臭気は外
出さない。投入型及び貯留型
臭気吸引装置により水洗
活性炭、カゼツリ洗浄等
を行な、燃焼します。
- 川包町居住民は施設中・高
士吉田町埋場場を視察し、高
士議会議員は三浦市・市
町・梶町・佐久長野町
等の埋場を視察、衛生施設

時の部落民はもと希望者があればバス等にて施設見学とを考えています。2、百合が丘団地は買まれ、都市近郊のの少ないモデル地清掃行政の観点化槽が全戸に設置が、本来、都市のと秩序ある公共空間のために終

地下水・地質調査を

もった。この下水を監視して、し尿を流下し家庭排水と合流して処理するのを望まされたい。

回覧の中で、生し尿浄化槽汚濁防止法として、広瀬九月号で掲載しましたので、その点は百パーセントいじります。割合が丘地区の隣町の色を兼ねた色に染めさせたのは、町の時勢とはやむを得ず、という風情にちなみ浄化槽さん、生し尿もちゃんと浄化槽へ山間細投棄、中里梅木地域、という非文化的の不衛生な処理方法による現況を考え、文化的・衛生的な処理施設の建設が必要であります。

(3) 処理場用地として都市計画決定を完了した時、町局と議会側とで地味を見え決定したい。現在に至るまで起き、現在に至るまで起き、現在に至るまで起き、現在に至るまで起き、

今回国選定当り前回のことを踏まえて、「用務の選択については書翰の発注、収集及び施設の建設・維持管理が経済的容易な場所であればならない」。

(1) 収集運搬作業が経済的に不利なく、(2) 搬入設備の便利な地点。

(4) 処理水の放流先、河川等に対する公害問題のない場所。

(5) 貯蓄等に十分な量及び質の水が得られる所。

(4) 地権者の好む用途であること
(5) 必要な面積が確保される場所
以上の要件を満たす場所を町、町議会が決め、町生延理施設建設協会の候補地に掲げ、あらゆるデータを集めて公表することとし、建設費決定の大幅な削減地質調査及び水質検査実施のこととなり、地主と土地賃借契約を締結実施し、いよいよ。なぞ、町では色西谷地区のほか山形県地区、中里橋、本地にもボリリングを進めて、一層の広域施設のことについて、今後住民に話合いより、消防行政を進めていきたいと思えますので、宜しく協力いたしますようお願いいたします。

生延 勇樹君

町生延理施設
で頂きたくお願いいたします。今、且つて、川内補地、地域につきましては第1候補地のみで一方のなま方などという反論があります。この実情を判断した方たといと同時、御意見はなほ候補地として話し合ひを続けて実施したいと、ボリリング施設につき、今回は、公所候補地とし、それより四所決定した次第です。施設の要件の中で、蓄積水使用は、維持管理費を減済するため、地質調査及び地下水利用を計画し、地質、水質調査に臨み切った次第です。

当地域ボリリング機械を去につきますは、他のボリリング

佐久市衛生
センターの概要

九八・五パーセント

が
読
む

今後、ますます、みなさんと

回収率
三五八

ーセント

望いたしましたが、アンケート調査等の回収率は三〇パーセントを越せば、一応その成果とみてよいのが通例、まああの成績だと思います。

[illegible]

以上地域住民からの質問や話し合いのつと説明しご理解を得よう。この対話に對話をかざっているのが実状です。

は連続遠心脱水
泥中の液体と固
するなど公害対
ていろいろです

住民実態調査から

字別、男女別人口及世帶數

(昭和48年6月1日現在)

	男	女	計	世帯数
百合が丘 1丁目	1,004	1,051	2,055	575
百合が丘 2丁目	1,040	1,002	2,042	569
百合が丘 3丁目	1,088	1,359	2,747	754
色	583	580	1,163	300
中 里	771	772	1,543	379
妙 見	312	307	619	168
谷 戸	387	391	778	198
原 田	348	341	689	183
南 新 道	333	315	648	172
北 新 道	525	542	1,067	296
上 町	799	833	1,632	456
中 町	368	376	744	191
下 町	1,093	1,076	2,169	523
梅 沢	938	981	1,919	512
越 池	483	472	955	255
釜 野	320	349	669	182
菜 屋	566	561	1,127	315
川 屋	389	393	782	179
小 計	11,647	11,701	23,348	6,207
施 設	99	116	215	91
合 計	11,746	11,817	23,563	6,298

民の実態調査を六月一日現在で調査を行なりましたが、その結果がまとまりましたので概要を報告します。

そこで、住居登録制度が設けられていますが、実態としては、住民全体が正確に把握しておくことが、むしろかなり重要であるといふので、住居実態調査を行なうわけですが、この調査には地区の区長等に大変世話になります。

氏名、生年月日、性別、世帯主の続柄、戸籍番、住居となつた日、町内での住所変更、年金受給の有無、持家、借家（土地も含む）、自転車、自転車等保有などのことが、集計された情報では、男別人口及び世帯数は、別表のとおりで、年別では五歳の男（一〇三入、女〇四入）が六十歳にすぎず、男八四入、女五五入、それが十歳になると、男五五入、女六四入、八十歳になると、男一八入、女一八入、九十歳もいり、七十七歳一入をふくらか車

社会福祉センターの建設にはならない、骨格を捻ひうってその資金の一部に、心あたらない書画の手がさし入れられた。

町ではたゞの書画に頼るため、九月例開議、図書館建設の予算案を出し、図書館の顔決得て、この骨格建設の運びとなまつた。

当初計画では社会福祉センターの中に、図書室を設ける内容としたが、予期しなかつた浄財の活用として社会福祉センター内の図書室を、新に独立した図書館として建設し、教育文化施設の充実を図つてゐるものです。

図書館建設の総費は千九百八十万円、鉄筋コンクリート八千四百坪、鉄筋二〇平方坪、附建、鉄面四〇〇平方坪、施設内容として、一階図書室〇平方坪、書庫、カンタリー、事務

室、洗面所等附八平方坪、一階車庫その他四九四平方坪となつていまふ。

図書室が六〇〇平方坪ですので、約千人程の人が同時に閲覧できまして、児童室と老人室と各々別して、閲覧環境をよすしやうも考えています。

現在の蔵約六、五〇〇冊、うち約五、二〇〇冊が文芸書ですので、これをベースとて活用できるように、参加費の充てを随時図つていき、平塚、小田原方面の図書館も行きなかりけななない現状の改善を解消して行きたいと思ひます。

建設場所は社会福祉センターの北側で、勉強に資料の調査に大変な方が利用される環境になります。完成活用できる日をあなたさんと共期待したものです。



——来 年 三 月 完 成——

教育文化施設の充実を
目指し図書館を建設

社会福祉センター

条例を制定

九月定例会は、九月二十五日開会し、九月二十六日から十月一日までの九日間開会されました。

昭和四十四年度一般會計、國民健康保険、農業共済各特別會計決算の認定等十二件を審議し、それぞれ原案可決せられました。

また陳情二件、決議一件が審議されました。

可決された議案

●固定資産部員の選任について次の方法を選任せられた。
久保寺文 一五席
一宮町西三七番地

●町社会福祉センター条例の制定
十一月日に竣工式が行なわれる町社会福祉センターの設置、管理等々会議等の費用に一定の日数を起る場合は改められた。

●町一般会計赤字算
補正予算額一千八百八十五千円を追加し、繰越金出する千円を追加して、繰越金不足の繰増をせられ十億二千二百三十四千円としました。事業のおきなどは、図書館、新築工事など。

●国民健康保険特別会計赤字算
七百七十七万一千円を追加し、一億三千八百五十千円としました。

●昭和四十七年度町一般会計決算の認定について
●昭和四十八年度町国民健康保険特別会計決算の認定について
●昭和四十九年度町農業共済特別会計決算の認定について
●昭和四十八年度中南橋長根工業組合特別会計の認定について

農業振興地域を指定

	この計画立案にあたっては、農業者の意向を十分に反映したものであり、農地対策協議会、農委委員等においても十分に検討を重ねて決定する予定。	
	整備計画書内、農用地利用計画面では農用地区域設定された農地は、併せて農産物の振興を図るなど、生産基盤の整備、近代化設備の導入等が具体的に実施される。	
	農用地区域設定が行われなかった農地については、農用地外に利用できずとも、一方、税制上の面で恩典があると共に農業振興のための投資は、この地域に重点的に行なわれる。	
	尚、農用地設定については、地権者の意向を聞き、設定することになります。	
	これら除外するための方法もありますが、詳細などについては、経済課農政まで申上さい	
二宮町農業振興地域指定に対する経過		
45・4・15	市庁長官県知事より開催し、郡部協議会（結果について）	
	根上・西四町・野守・熊山、熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	45・5・23 県庁より、本町の農業振興協会の予備定について協議を受け、四十七年七月三十日付で、予備決定を受けた旨、町長より回答。	
	47・7・19 知事より、鎌倉、夏木、大和、篠岡、横瀬、清川、相模原、藤沢及び吾野の九市町村に対し、農地と指定され、予備指定地域として指定されることについて協議。	
	47・11・15 十一月広報により農振法に基づいての開会を掲載す。	
	47・11・24 農振対策協議会を開催し、市街地調整地域の現況土地利用図を作成して協議。	
	48・1・22 農振対策協議会を開催し、農振制度についての郡部説明会の日程及び説明資料について協議。	
	48・3・23・3・28 郡部説明会を開催す。	
	48・4・7 農振対策協議会を開催し、郡部協議会（結果について）	
	48・4・24 第二回、一色町、郡部説明会を開催す。	
	48・4・25 第三回中里地区の町長、農地対策協議会を開催す。	
	48・5・2 第四回野守より、一色町、熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・5・17 農振対策協議会を開催し、農振に対する検討し、回答することについて協議。	
	48・5・28 第五回中里地区の町長、農地対策協議会を開催す。	
	48・6・5 第六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・6・11 第七回一色地区の町長、農地対策協議会を開催す。	
	48・6・17 第八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・6・23 第九回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・6・29 第十回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・7・5 第十一回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・7・12 第十二回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・7・19 第十三回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・7・26 第十四回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・8・2 第十五回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・8・9 第十六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・8・16 第十七回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・8・23 第十八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・8・30 第十九回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・9・6 第二十回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・9・13 第二十一回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・9・20 第二十二回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・9・27 第二十三回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・10・4 第二十四回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・10・11 第二十五回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・10・18 第二十六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・10・25 第二十七回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・11・1 第二十八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・11・8 第二十九回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・11・15 第三十回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・11・22 第三十一回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・11・29 第三十二回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・12・6 第三十三回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・12・13 第三十四回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・12・20 第三十五回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	48・12・27 第三十六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・1・3 第三十七回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・1・10 第三十八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・1・17 第三十九回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・1・24 第四十回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・1・31 第四十一回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・2・7 第四十二回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・2・14 第四十三回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・2・21 第四十四回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・2・28 第四十五回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・3・6 第四十六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・3・13 第四十七回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・3・20 第四十八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・3・27 第四十九回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・4・3 第五十回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・4・10 第五十一回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・4・17 第五十二回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・4・24 第五十三回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・4・31 第五十四回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・5・8 第五十五回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・5・15 第五十六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・5・22 第五十七回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・5・29 第五十八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・6・5 第五十九回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・6・12 第六十回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・6・19 第六十一回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・6・26 第六十二回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・7・3 第六十三回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・7・10 第六十四回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・7・17 第六十五回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・7・24 第六十六回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・7・31 第六十七回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・8・7 第六十八回熊谷を除く。この農地対策指定地域として、県公報で公表された。	
	49・8・14 第六十九回熊谷を除く。この農	

町 の 動 き

9月1日～9月30日

4日	社会文教常任委員会を開催 町立幼稚園早期設立についての陳情及び県立普通高校誘致に関する意見書について審議した。	10日	県南口改良対策特別委員会を開催。 選管管理委員会を開催。選挙人名簿訂正登録16,355人(昨年15,680人)とした。
	建設常任委員会を開催。開拓道路拡幅に関する陳情について審議した。	11日	衛生センター建設特別委員会を開催。現在までのボーリング調査について審議した。
	社会福祉センター庁舎敷地造成造成補償審査会を開催。敬老会準備合わせ会を開催。		交通安全対策協議会を開催。秋の安全運動について協議。
6日	民生委員会定例会を開催。	12日	内原釜野線特別委員会を開催。
8日	第3小学校建設促進委員会を開催。候補地の視察結果について検討した。		乳幼児の医療費の助成に関する条例特別委員会を開催。医師会 歯科医師会と懇談した。(～13日)
	固定資産審査委員会を開催。委員長、副委員長等を選定。		街頭交通指導班会議を開催。

13日 国保運営協議会を開催。
15日 敬老会を開催。
町民体育祭打合せ会（～16日）
17日 一色小学校体育館建設委員会を開催。
農業振興地域整備促進協議会を開催。地域の決定報告、

部答説明会日程等を協議した
18日 経済観光常任委員会を開催
経済観光部制に関する陳情に
ついて審議した。
教育委員会定例会を開催。
19日 県道改良並びに第3期県道
改良両特別委員会を開催。
衛生・処理施設建設協議会を
開催。現況と問題点について
協議した。
しいたけ品評会を開催。
20日 広報編集委員会を開催。10
月号定章印につき検討した。
土地利用対策協議会を開設。
社会教育委員、公民館運営
審議会を開催。
21日 9月定例会について議案

22日 営協議会を開催。
 乳幼児の医療費の助成に
 関する条例特別委員会を開催
 衛生センター建設特別委員
 会を開催。
 町民体育祭運営協議会を開
 催。
 26日 第3回町議会定例会を開催
 （～10月3日まで）
 共同募金説明会を開催。
 27日 衛生センター建設特別委員
 会を開催。
 決算審査特別委員会（分科
 会）を開催した。（～29日）
 28日 婦人会が小田原、長泉町、
 富士吉田市の衛生処理施設を
 視察した。

